

北九州市農業委員会
第11回西部部会会議（令和6年度6月部会会議） 議事録

1 日 時 令和6年6月11日(金)午後2時30分～午後2時43分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 21名

農業委員 8名

大庭喜重	岩男徹	松浦和哉	竹内輝壽
山鹿茂紀	木原幹雄	山田泉	大庭美智子

農地利用最適化推進委員 13名

秋山誠	相良美一	大庭研次	小田勝
香山安孝	宮野誠司	千々和義孝	西孝義
酒井昭夫	平川孝男	太田義久	森野幸則
浦邊光造			

4 事務局出席者

藤石 事務局長 池 永 次長 荒木 係長

5 議 事

(1)農地法関係

<議案>

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

<報告>

報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 6件

報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 11件

報告第45号 許可又は受理の取消願について 1件

報告第46号 許可又は受理の取下願について 1件

(2)一般議案

・なし

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第 11 回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は21名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と 3 番の岩男委員、19 番の大庭美智子委員です。よろしくお願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと思しますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

では、はじめに1ページから 3 ページの議案第 26 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案 7 件です。

この件について、第 1 調査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を岩男調査長より報告をお願いいたします。

調査長

議案第 26 号の 1 から 7 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、譲受人が花卉栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 3 については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地 4 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 5 については、曾祖父からの遺言書に基づき、曾孫に遺贈するものです。

譲受人の高野智太は未成年であるため、親権者である父母、また、同居人かつ土地の共有持分者でもあり、現在農業を行っている祖父の高野禎資が主となり、季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 6 については、曾祖父からの遺言書に基づき、曾孫に遺贈するものです。

譲受人は未成年であるため、親権者である父母、また同居人でもあり、現在農業を行っている祖父が主となり、季節野菜栽培及び果樹栽培を行う計画です。

また、申請地 7 については、曾祖父からの遺言書に基づき、曾孫に遺贈するものです。

譲受人は未成年であるため、親権者である父母、また、同居人でもあり、現在農業を行っている祖父が主となり、季節野菜栽培を行う計画です。

いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 26 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

部会長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。
そのほかで何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他になければこれで農地法関係の議案等審議を終わります。
続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。
その他の連絡事項に移ります。事務局からの連絡事項について説明をお願いいたします。

(事務局から事務連絡)

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

それではこれで、第 11 回西部部会会議を終了いたします。
お忙しい中、ご出席ありがとうございました。

